

新潟市立南浜中学校 「学校いじめ防止基本方針」

はじめに

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号以下「法」という）及び「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年4月1日改定）に基づき、本校のすべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを目的として、策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、どの生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚していじめのない学校、ひいてはいじめのない社会の実現に向けて取り組む。

(2) いじめの定義

次の4つの要件にすべて当てはまる場合にいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも生徒である。
- ② 加害者と被害者が一定の人間関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

* なお、教職員が生徒に対する不適切な言動、生徒間のいじめへの加担・助長又は生徒間のいじめの実態を把握しながら放置した場合には、懲戒処分の対象となる。

(3) いじめの具体例

- ① 冷やかしやからかい、悪口やおどし、いやなことをいわれる。
 - ・ 外見や性格のことで気にしていることをいわれたり、あだ名をつけられたりする。
 - ・ 「バカ」「死ね」「殺すぞ」などといわれる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 遊びでプロレスや柔道、相撲などをさせられて、自分だけ技をかけられる。
 - ・ 通りすがりに背中を叩かれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ お金や物をたかられる。
 - ・ 買い物で無理におごらされたり、お金を支払わされたりした。
 - ・ 「ちょうだい」「貸して」としつこくいわれ、自分のものをとられた。
- ⑥ お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。
 - ・ 掲示物の自分の氏名や写真を傷つけられた。授業で作った作品を壊された。
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。
 - ・ ズボン下ろしや失神ゲームをされた。
 - ・ 万引きを強要された。異性にむりやり告白させられた。
- ⑧ パソコンやスマホ、ケータイなどでいやなことを書かれたりされたりした。
 - ・ 個人情報や無断でツイッターに流された。
 - ・ LINEはずしをされた。悪口を書かれた。

* 行為を受けている生徒が「大丈夫です」「遊びです」「気にしていません」など否定する場合でも、いじめを疑い、十分な観察と必要に応じて面談することが大切である。

2 いじめの防止等に向けた対策

(1) いじめの未然防止

- ① わかる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築をとおして、いじめを生まない学校づくりに努める。
- ② 自律性と社会性を育成することを目指し、「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から意図的、計画的な指導に取り組む。
- ③ 生徒会や学級会における生徒の自治的な活動を支援するとともに、いじめを題材とした道徳科の授業を実施し、互いに認め合い、高め合う風土づくりを進める。
- ④ 教職員は、生徒の表情や人間関係、休み時間等の過ごし方などを観察し、情報を共有することにより変化を敏感に察知し、素早く対応する体制を整える。
- ⑤ 小・中連携を深め、人間関係等について情報交換を密に行う。
- ⑥ 保護者に対し、いじめの問題に対する学校の方針を丁寧に説明する。また、SNS 等のいじめは保護者の理解と協力が不可欠であることから、入学説明会やPTA 総会、学年PTA 等を利用して具体的な対策を依頼する。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめに関する調査
いじめを早期に発見するため、定期的な調査を実施する。
ア いじめ・学校生活アンケート（生徒対象） 年5回：5月・7月・9月・11月・1月
イ 教育相談を通じた聞き取り調査（生徒対象） 年3回：5月・11月・2月
ウ 保護者懇談会を通じた聞き取り調査（保護者対象） 年2回：7月・12月
エ QUテストを通じた学級適応調査（生徒対象） 年2回：6月、11月
- ② いじめ相談体制の整備
生徒及び保護者が、いじめに関わる相談を行うことができるように、相談体制を整備する。
ア スクールカウンセラーの活用
イ いじめ相談・通報窓口の設置
- ③ いじめの防止等に関する職員の資質の向上を図る
ア いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施する。
イ ラインなどインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、外部講師を招いて情報モラル研修会を行う。

(3) いじめに対する対応措置

- ① いじめに関わる相談を受けた、あるいは疑わしい状況を察知した場合は、速やかに次のような報告体制を取る。
認知した教職員 → 担任・学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長
- ② 関係者で「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定する。
- ③ いじめを受けた生徒に対し、丁寧かつ共感的に聴き取りを行い、事実関係を明確にする。「絶対を守る」という姿勢を示し、保護者と緊密に連携して迅速・適切に取り組む。
- ④ いじめを行った生徒へも丁寧に聴き取りを行う。必要に応じて、周辺生徒にも聴き取りを行う。
- ⑤ 安易に「手打ち式」を行わない。いじめた生徒の思いを受け止めつつ、行った行為に対する責任の重さを自覚させ、十分な反省を引き出す。
- ⑥ いじめの指導の過程は正確に記録し、保管する。
- ⑦ いじめが「解消」したかどうかは慎重に判断する。いじめの解消とは、再発の心配が全くなく、いじめを受けた生徒の心の不安が完全に払拭された状態である。わずかでも心配がある場合は「一定程度の解消」ととらえ、継続的な支援、見守りを続ける。
- ⑧ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携し

て対処する。

- ⑨ 自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」(Tell: 心配していることを伝える Ask: 自殺願望について直截に尋ねる Listen: 傾聴する Keep safe: 安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱でチームによる長期のケアを行う。

3 重大事態への対応

(1) いじめの重大事態の具体的なケース

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(2) 対応

速やかに教育委員会に報告し、対応について協議する。

4 いじめ防止のための組織

(1) いじめ対応ミーティング

【目的】

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処する。

【構成員】

管理職、生徒指導主事、学級担任、学年主任、その他関係する教職員

(2) いじめ対策委員会

【目的】

法の第22条を受け、いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー(必要に応じて)。ただし、小規模校である本校の実態から、基本的には全職員ですべての事案に対応する。

必要に応じて、大学関係者、主任児童委員、育成協会長、コミ協会長、駐在所長を加える。

【役割内容】

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめに関する情報や、生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いのある情報があった時には緊急対策会議を開いて、迅速な情報の共有、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) 中学校区いじめ防止連絡協議会

【目的】

中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止への取組について協議することをとおして、地域全体で児童生徒をいじめから守る取組の充実を図る。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、コミュニティ協議会、青少年育成協議会、PTA、主任児童委員

5 学校評価の実施

いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の機会を使ってアンケートを実施し、「いじめを未然防止するための取組」「いじめを早期発見するための取組」が適切に行われたかを検証する。